

令和 5 年 7 月 2 8 日

令和 4 年度 特別の教育課程の実施状況等について

学 校 名	管理機関名	設置者の別
八尾市立桂小学校（外 2 校）	八尾市教育委員会	公立

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学 校 名	特別の教育課程の編成の方針等の 公表 URL
八尾市立桂小学校	https://www.city.yao.osaka.jp/0000062955.html
八尾市立北山本小学校	https://www.city.yao.osaka.jp/0000062923.html
八尾市立桂中学校	https://www.city.yao.osaka.jp/0000068926.html

※必要に応じて行を追加すること。

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の公表 URL	学校関係者評価結果の公表 URL
八尾市立桂小学校	https://www.city.yao.osaka.jp/0000064678.html	https://www.city.yao.osaka.jp/0000064678.html
八尾市立北山本小学校	https://www.city.yao.osaka.jp/0000067687.html	https://www.city.yao.osaka.jp/0000067687.html
八尾市立桂中学校	https://www.city.yao.osaka.jp/0000068258.html	https://www.city.yao.osaka.jp/0000068258.html

※必要に応じて行を追加すること。

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

☒ 計画通り実施できている

・ 一部、計画通り実施できていない

・ ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

※(1)で「一部、計画通り実施できていない」又は「ほとんど計画通り実施できていない」を選択した場合は、必ず記載する。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

☒ 実施している
☐ 実施していない

<特記事項>

3. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

本特例は、人権が尊重される社会づくりを自らの問題として捉え、「自ら考え、行動できる人間形成」、「持続可能な社会づくりに貢献できる人間形成」をめざして、児童生徒が自己や仲間、社会の在り様を探究し、学ぶことを通して、未来社会を形成する主権者・地球市民としての資質・能力を育成するため、桂中学校区全校全学年において「人権みらい探究科」の設置及び人権教育・キャリア教育を行うものである。

本特例を実施している3校においては、社会の様々な人権課題に関わって、地域の方や様々な分野のプロフェッショナルな方などを外部講師として招聘し、出会いや体験を通して、自分の将来について考えたり自分の内面を振り返ったりする機会を学習の中に位置づけることを大切にしている。また、中学校区の教職員で協働してカリキュラム編成や実践について研究し、組織的に計画を推進している。

小学校では、障がい者理解、性の多様性、多文化共生、命の学習、キャリア教育などの分野において講師を招聘した授業を実施し、話を聞いたり体験をしたりすることができた。そういった授業を通して、自分の将来について考えたり自分の内面をふり返ったりすることにより、自分の考えや思いに気づき、言葉にできるようになってきた。また、「人権みらい探究科」の授業参観の実施や、中学校区の児童生徒及び地域関係者が集まる会における学習成果の発信などを通して保護者や地域にも取り組みについての理解を促すことができた。

中学校においては、同和問題、在日外国人問題、障がい者問題、ジェンダー平等、平和問題、ハンセン病とコロナ差別など、様々な人権課題について学習することができた。キャリア教育においては、近隣の高校と連携した高校体験や出前授業の実施や企業の取締役や社員の方々からの聞き取り学習などを実施した。取り組みを通して、それまで何となく考えていた自分の進路について、自分がどのような職業につきたいのか、なぜそう考えるのかなどについて具体的に考え、表現することができた。

中学校区の教職員で編成している人権みらい探究科部会では、各校の学習内容や取り組みについて交流を行い、作成した教材や活用した資料、授業プランなどを Teams 上にアップし、全教職員で情報共有した。

課題としては、様々な人権課題についての理解を深め、今後の生き方に生かしていくために、児童生徒が自分自身と重ね、自分ごととして捉えられるように取り組みを工夫し

ていくことや、様々な出会いから生じた興味・関心をどう探究活動につなげ、持続・発展させていくのかを考えていく必要がある。また、こども園、高等学校、地域等とのさらなる連携や、外部指導者とのつながりづくりなどにより、今後も児童生徒たちの出会いと体験を充実させていくことが課題である。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する中学校等の教育の目標に関する規定等に照らして適切であることを、八尾市教育委員会において確認済である。

4. 課題の改善のための取組の方向性

9 年間を通して「人権みらい探究科で育みたい 7 つの資質・能力・態度」を育んでいくために、児童生徒の実態に応じた学習を計画する。そのために、学習成果の集積をはじめ、児童生徒及び保護者とのコミュニケーションを大切にし、実態を正確に把握するよう努める。中学校では、ハイパーQ-U 調査等のデータも関連付けて見取っていく。

また、多くの人と出会い、生き方に触れる機会をもつとともに、学んだことや感じたことについて児童生徒同士で対話したり、表現し伝えたりするなど、その後の学習活動内容を充実させることにより、理解を深め、自分や身近な人に関連付けて考えられるようにする。

教職員については、定期的に小学校間、小中学校間での交流の場を持ち、成果や課題、実践の交流を継続するとともに、合同研修等を実施するなどし、9 年間のカリキュラムとしてまとめていく。